

市 政 記 者 各 位

福 島 市

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、ご報告いたします。

勤務場所	本庁	職	一般職員	年齢	40歳代	性別	女
事件の概要	<p>令和7年6月、当該職員が担当する業務委託の契約事務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約の入札手続き（1者より見積書を徴する随意契約）において、本業務委託の入札（見積もり合わせ）が不調になったことを受け、当該職員が相手方業者へ連絡し、予定価格の基礎となる積算金額をメールで伝えてしまったため、入札手続き期間中（入札依頼から入札執行までの間）に予定価格が漏えいした疑いがあることから、入札手続きを中止し、改めて、仕様書の内容や積算金額を見直し、再度入札するに至ったもの。</p> <p>また、当該職員については、本業務委託の入札手続き期間中に、相手方業者と会食するなど、誤解や不信を招くような不適切な接触が認められている。</p>						
処分内容	当該職員：減給10分の1（1ヶ月） 当該職員の上司：文書による厳重注意						
処分理由	<p>法令の遵守に率先して取り組むべき市職員が、予定価格の基礎となる積算金額をメールで伝えた行為により、公平性や公正性を確保した適正な契約事務の執行に影響を与え、著しい注意の欠如によって、適切な事務処理が行われなかったものと判断される。</p> <p>また、悪質性を持って意図的に行ったものではないものの、入札手続きが中止され、改めて、仕様書の内容や積算金額を見直し、再度入札するに至ったことは、公務の運営に重大な支障を生じさせたものと判断される。</p> <p>さらに、当該職員と相手方業者の入札手続き期間中の不適切な接触は、公私の別を明らかにしていない行為、或いは、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑を招く恐れがある行為があったものと判断される。</p> <p>これらの一連の行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務に対する市民の信頼を著しく裏切る行為である。</p> <p>よって、本事案の行為は、職員による信用失墜行為を禁ずる地方公務員法第33条に抵触すると認められ、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと判断し、懲戒処分を行うものである。</p>						
処分年月日	令和8年2月5日						
問い合わせ	総務部人事課人事管理係 Tel024-525-3703（直通） 課長 遠藤 武宏 係長 秋葉 和人						

本市職員の懲戒処分に関する市長コメント

この度の不祥事は、法令の遵守に率先して取り組むべき市職員としてあるまじき行為であり、事務等の不適正な処理等により、市民の皆さまの市政に対する信頼を大きく損なったことを深くお詫び申し上げます。

厳正なる処分をもって対処したところであり、今後、このような事態を起こすことのないよう、職員に対し、公務員としての倫理と綱紀粛正を徹底するとともに、市職員として法令遵守と責任をもった行動をとるよう促し、市民の皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。